

白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 4 号

白川町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

白川町職員の旅費に関する条例（昭和 3 2 年白川町条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに町費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 町が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 8 年白川町条例第 1 9 号）、白川町職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年白川町条例第 1 4 号_____）及び白川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 3 年白川町条例第 1 4 号）の適用を受ける者並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公務のため旅行する職員__に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに町費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 町が職員_____に対して支給する旅費に関しては、法令または_条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 8 年白川町条例第 1 9 号）、白川町職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年白川町条例第 1 4 号。以下「給与条例」という。）及び白川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 4 3 年白川町条例第 1 4 号）の適用を受ける者並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。））が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</p> <p>(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で生計を一にするものを用い、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で生計を一にするものをいう。</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他町の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」とい</p>	<p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、または死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族または遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものを用い、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(8) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p>

改正後	改正前
<p><u>う。)であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他町の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員、その配偶者<u>若しくは子</u>又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う<u>旅行</u>を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 <u>この条例において「何級の職務」という場合には、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けないものについて任命権者が町長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。</u></p> <p>3 <u>この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤公署から8キロメートル以内の地域をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員、その配偶者_____又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、<u>旅費</u>を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う<u>旅費</u>を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦内にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して<u>生活の根拠となる地に旅行したときは、当該遺族</u></p>	<p>(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦内にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して<u>帰住</u>したときは、当該遺族</p>
<p>(4) <u>職員が、出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</u></p>	
<p>(5) <u>職員が、出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</u></p>	
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 職員又は職員以外の者が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼又は<u>要求</u>に応じ、公務の遂行を補助するため、<u>証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者</u>に対し旅費を支給する。</p>	<p>4 職員_____が、当該職員の任命権者以外の機関の依頼_____に応じ、公務の遂行を補助するため_____旅行した場合には、<u>当該職員</u>に対し旅費を支給する。</p>
<p>5 <u>第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法律又は条例に特別の定めがある場合その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p>	
<p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者</u> _____ _____が、_____ _____次条第3項の規定により_____ _____ 旅行命令等_____を変更（取消しを含む。<u>同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。</u>）を受け、又は死亡した場合<u>その他町の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額</u> _____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町の規則で定めるものを旅費として支給す</p>	<p>5 <u>第1項、第2項</u>_____及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行については、<u>当該扶養親族を含む。</u>）が、<u>その出発前に次条第3項の規定による旅行命令又は前項の規定による旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）</u>を変更（取消_____を含む。以下_____ _____同じ。）<u>され</u>、又は死亡した場合において_____ _____ 、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、<u>当該金額</u>のうちその者の損失となつた_____金額で町の規則で定めるものを旅費として支給す</p>

改正後	改正前
<p>ることができる。</p> <p><u>7 第1項、第2項、第4項及び第5項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者_____</p> <p>_____が、旅行中_____天災その他町の規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町の規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p><u>8 第1項、第2項、第4項から第6項まで</u>に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、_____旅行命令権者_____の発する旅行命令又は旅行依頼（前条から次条までにおいて「旅行命令等」という。）によつて行なわなければならない。</p> <p><u>(1) 前条第1項の規定に該当する旅行</u> <u>旅行命令</u></p> <p><u>(2) 前条第4項又は第5項の規定に該当する旅行</u> <u>旅行依頼</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合</p>	<p>ることができる。</p> <p><u>6 第1項、第2項及び第4項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が_____定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町の規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令等）</p> <p>第4条 旅行_____は、任命権者若しくはその委任を受けた者または旅行依頼を行なうもの（以下「旅行命令権者」という。）の発する_____旅行命令等_____によつて行なわなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合</p>

改正後	改正前
<p>で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更</u>をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はその変更</u>をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に<u>町の規則</u>で定める<u>事項</u>を記載<u>又は記録</u>をし、<u>当該事項</u>を当該旅行者に<u>通知</u>してしなければならない。ただし、<u>旅行命令簿等</u>に当該事項の記載<u>又は記録</u>をするいとまがない場合には、<u>この限り</u>でない</p> <p>_____。</p> <p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録を</u>しなかつた場合には、できるだけ<u>速やか</u>に旅行命令簿等に<u>同項に定める事項の記載又は記録</u>を_____しなければならない。</p> <p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要<u>又は</u>天災その他やむを得ない事情により<u>旅行命令等</u>（前条第3項の規定により<u>変更</u>を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した<u>後</u>、できるだけ<u>速やか</u>に旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを</u>変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、<u>又はこれを</u>変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に<u>当該旅行</u>に関し必要な事項を記載_____し、<u>これを</u>当該旅行者に<u>提示</u>_____しなければならない。ただし、<u>これを</u>提示_____するいとまがない場合には、<u>口頭</u>により旅行命令等を発し<u>又はこれを</u>変更することができる。</p> <p>5 <u>旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、またはこれを</u>変更した場合には、できるだけ<u>すみやか</u>に旅行命令簿等に<u>当該旅行</u>に関する事項を記載し、<u>これを</u>当該旅行者に<u>提示</u>しなければならない。</p> <p>6 <u>旅行命令簿等の記載事項および様式は、町の規則</u>で定める。</p> <p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要<u>または</u>天災その他やむを得ない事情により、<u>旅行命令等</u>（前条第3項の規定により<u>変更</u>された<u>旅行命令等</u>を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した<u>のち</u>、できるだけ<u>すみやか</u>に旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 旅行者が、<u>前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></u></p> <p>(<u>旅費の種目</u>)</p> <p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u></p>	<p>3 旅行者が、<u>前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、または申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、<u>旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。</u></u></p> <p>(<u>普通旅費の種類</u>)</p> <p>第6条 <u>普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料</u></p> <p><u>とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の1夜につき、宿泊に要する費用を実費額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>(<u>特殊旅費の種類</u>)</p> <p>第7条 <u>特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、死亡手当、日額旅費及び旅行雑費とする。</u></p> <p>2 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>前条に定める種目に基づき、最も</u> _____ 経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費に<u>よって計算</u>する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、<u>最も</u> _____ 経済的な通常の経路又は方法により <u>旅行し難い</u> 場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>	<p>3 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u></p> <p>4 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</u></p> <p>5 <u>支度料は、外国への出張について、定額により支給する。</u></p> <p>6 <u>旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u></p> <p>7 <u>死亡手当は、職員が外国旅行中第3条第2項第2号に該当する場合において、定額を支給する。</u></p> <p>8 <u>日額旅費は、内国旅行のうち第23条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。</u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第8条 旅費は、 _____ <u>最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により支給</u> する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、<u>最も合理的かつ経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい</u> 場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p>第9条 <u>旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項の規定に該当する場合に</u></p>



改正後	改正前
<p>精算の結果過払金があつた場合には、<u>所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p>4 支出命令権者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は<u>前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p>5 第1項に規定する請求書及び<u>必要な資料</u>の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに<u>前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、町の規則で定める。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第9条 <u>鉄道賃</u>は、<u>鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他町の規則で定めるものをいう。次項及び第24条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) _____ 運賃</p> <p>(2) _____</p>	<p>精算の結果過払金があつた場合には<u>所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p> <p>4 支出命令権者等は、その支出し、又は支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合または<u>前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、</u> _____ 支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与<u>または旅費の額から当該概算払に係る旅費額または当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p> <p>5 第1項に規定する請求書および<u>必要な添付書類の種類、記載事項及び様式</u>、第2項および第3項に規定する期間<u>ならびに前項に規定する給与の種類</u> _____ は、町の規則で定める。</p> <p>第2章 <u>内国旅行の旅費</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第13条 <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による _____</p> <p>_____。</p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定</u></p>

改正後	改正前
<p>_____急行料金</p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____座席指定料金</p>	<p>する運賃のほか急行料金</p> <p>(3) <u>町長、副町長、教育長、固定資産評価委員、常勤の監査委員及び本町の機関の長の秘書の職で条例で指定するものを占める者（以下「町長等」という。）が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p>
<p>(5) <u>特別車両料金（特別職職員に限る。）</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃に等級による区分がある場合における運賃の額の上限は、町の規則で定める。</u></p>	<p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、公務上の必要によるもので次の各号の一に該当する場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p>
<p>(船賃)</p> <p>第10条 <u>船賃_____は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他町の規則で定めるものをいう。</u></p>	<p>3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並び</u></p>

改正後	改正前
<p>次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p>	<p>に座席指定料金による</p>
<p>(1) _____ _____運賃</p>	<p>(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行にあつては、次に規定する運賃</p>
<p>(2) 寝台料金 _____</p>	<p>ア 町長等については、中級(運賃の等級を2階級に区分する船舶にあつては、上級)の運賃 イ 7級以下の職務にある者については、下級の運賃</p>
<p>(3) 座席指定料金 _____</p>	<p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p>
<p>(4) _____ _____特別船室料金(特別職職員に限る。)</p>	<p>(4) 町長等が第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金_____</p>
<p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用 _____</p>	<p>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか座席指定料金</p>
<p>2 前項第1号に掲げる運賃に等級による区分がある場合における運賃の額の上限は、町の規則で定める _____。 (航空賃)</p>	<p>2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。 (航空賃)</p>
<p>第11条 航空賃_____は、航空機(航空法</p>	<p>第15条 航空賃の額は、現に支払った旅</p>

改正後	改正前
<p>(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他町の規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃に等級による区分がある場合における運賃の額の上限は、町の規則で定める。</p> <p>(その他の交通費)</p> <p>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる</p>	<p>客運賃による</p> <p>_____。</p> <p>(車賃_____)</p> <p>第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする</p> <p>_____。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p>

改正後	改正前
<p><u>一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第3号に規定する移動に直接要する費用のうち、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて私有車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、当該旅行につき私有車により旅行した全路程に、1キロメートルにつき町の規則で定める額を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>（日当）</u></p> <p>第17条 <u>日当の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p>2 <u>鉄道100キロメートル未満、水路及び陸路それぞれ50キロメートル未満の旅行の場合における日当は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか支給しない。</u></p> <p>3 <u>鉄道、水路または陸路にわたる旅行に</u></p>

改正後	改正前
<p>(宿泊費)</p> <p><u>第13条 宿泊費</u>は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、<u>その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）別表第2で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。</u>ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町の規則で定める場合は、<u>当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>(包括宿泊費)</p> <p><u>第14条 包括宿泊費</u>は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、<u>その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額（前条ただし書を適用する場合は、当該宿泊に要する費用の額）の合計額とする。</u></p> <p>(宿泊手当)</p> <p><u>第15条 宿泊手当</u>は、<u>宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第3で定める額とする。</u></p>	<p><u>については、鉄道2キロメートル、水路1キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>(宿泊料)</p> <p><u>第18条 宿泊料の額</u>は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、<u>1夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額による。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行および航空旅行については、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合にかぎり、支給する。</u></p> <p>(食卓料)</p> <p><u>第19条 食卓料の額</u>は、<u>別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(転居費)</p> <p>第16条 転居費は、内国の赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、町の規則で定める方法により算定される額とする。</p>	<p>(移転料)</p> <p>第20条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>2 前項第3号の場合において扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</p>
<p>(着後滞在費)</p> <p>第17条 着後滞在費は、内国の赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p>(家族移転費)</p>	<p>(着後手当)</p> <p>第21条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料の5夜分に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="256 250 837 376"><u>第18条</u> 家族移転費は、内国の赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p data-bbox="288 398 837 757">(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p data-bbox="288 1541 837 1854">(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</p>	<p data-bbox="863 250 1449 331"><u>第22条</u> 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による</p> <p data-bbox="895 398 1449 667">(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次のアからウまでに規定する額の合計額</p> <p data-bbox="922 779 1449 1003">ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の全額ならびに日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額</p> <p data-bbox="922 1014 1449 1149">イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p data-bbox="922 1160 1449 1518">ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃又は船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p data-bbox="895 1541 1449 1809">(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。</p> <p data-bbox="922 1821 1449 2033">ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p>により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。</p> <p><u>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料および着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合における扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p><u>(日額旅費)</u></p> <p><u>第23条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて町長が指定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これに類する目的のための旅行</u></p> <p><u>(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行</u></p> <p>2 <u>日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、町の規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p> <p><u>(在勤地内旅行の旅費)</u></p> <p><u>第24条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(渡航雑費)</p> <p>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町の規則で定める費用の額とする。</p> <p>(死亡手当)</p>	<p>(1) 公用の車を使用しない場合には、旅行の行程において必要とする交通機関の運賃相当額</p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊する場合には、宿泊料の2分の1以内において町の規則で定める宿泊料</p> <p>(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第25条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当および扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道100キロメートル以上、水路及び陸路それぞれ50キロメートル以上の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃または車賃</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情によりとくに多額の鉄道賃、船賃または車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃または車賃</p> <p>2 第17条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。</p>

改正後	改正前
<p><u>第20条 死亡手当は、職員の外国旅行中における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、町の規則で定める定額とする。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて町の規則で定めるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p><u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする</u></p> <p>_____。</p> <p><u>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p>(遺族の旅費)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="256 250 837 470"> <u>第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて町の規則で定めるものとする。</u> </p> <p data-bbox="288 1303 518 1335"> <u>（証人等の旅費）</u> </p> <p data-bbox="256 1350 837 1523"> <u>第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、町の規則で定める額とする。</u> </p>	<p data-bbox="863 250 1449 470"> <u>第27条 第3条第2項第2号</u>  <u>_____の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする</u>  <u>_____。</u> </p> <p data-bbox="895 488 1449 616"> <u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u> </p> <p data-bbox="895 633 1449 761"> <u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u> </p> <p data-bbox="863 779 1449 952"> <u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u> </p> <p data-bbox="863 969 1449 1288"> <u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じ計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃および食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u> </p> <p data-bbox="951 1541 1281 1572"> <u>第3章 外国旅行の旅費</u> </p> <p data-bbox="903 1588 1233 1619"> <u>（本邦通過の場合の旅費）</u> </p> <p data-bbox="863 1637 1449 2040"> <u>第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによ</u> </p>

改正後	改正前
	<p>る。</p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第28条の2 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）</u>による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 町長等については、最上級の運賃</u></p> <p><u>イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 町長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u></p> <p><u>(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第28条の3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）</u>による。</p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、町長等に</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>についてはその階級内の最上級の直近下位の級の運賃、7級以下の職務にある者については最下級の運賃</u></p> <p><u>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、町長等については中級の運賃、7級以下の職務にある者については下級の運賃</u></p> <p><u>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の下級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 町長等が、公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金(航空賃及び車賃)</u></p> <p><u>第28条の4 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 町長等については、最上級の運賃</u></p> <p><u>イ 7級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 町長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u></p>

改正後	改正前
	<p>2 <u>車賃の額は、実費額による。</u> <u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p> <p><u>第28条の5 日当の額は、旅行地の区分に応じた別表第3の定額による。</u></p> <p>2 <u>第28条の2第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第18条第1項の規定により規則で定める額の10分の7に相当する額による。</u></p> <p>3 <u>食卓料の額は、別表第3の定額による。</u></p> <p>4 <u>第17条第2項及び第3項、第18条並びに第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。</u> <u>(支度料)</u></p> <p><u>第28条の6 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第4の定額による。</u></p> <p>2 <u>外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u> <u>(旅行雑費)</u></p> <p><u>第28条の7 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u> <u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第28条の8 死亡手当の額は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合には死亡者の区分に応じた別表第4の定額による。</u></p> <p>2 <u>職員が第3条第2項第2号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場</u></p>

改正後	改正前
<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第24条</u> 任命権者は、旅行者が<u>町以外の者から旅費の支給を受ける</u>場合<u>その他</u>旅行における特別の事情により又は<u>旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を<u>超えた旅費</u>又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を<u>超える</u>こととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は<u>当該旅行の性質上</u>困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第25条</u> 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは<u>第64条の規定</u>に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、<u>又は</u>この条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは<u>第64条の規定による旅費</u>又は<u>費</u></p>	<p><u>合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の所属庁（所属の長の在勤庁をいう。以下同じ。）所在地を旧在勤地とみなして第27条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。</u></p> <p><u>3 第27条第2項の規定は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u></p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第29条</u> 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等</u>を利用して旅行した場合、<u>その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を<u>こえた旅費</u>又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を<u>こえる</u>こととなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、<u>または当該旅行の性質上</u>困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p><u>第30条</u> 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項<u>もしくは第64条</u>に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、<u>または</u>この条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項<u>もしくは第64条の規定による旅費</u>または<u>費</u></p>

改正後	改正前
<p>用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又は<u>その満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第26条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、町の規則で定める。</u></p> <p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7</u></p>	<p>用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費<u>もしくは費用</u>に相当する金額<u>または</u>その満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第22条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第28条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給手続きその他その<u>実施のため</u>必要な事項は、町の規則で定める。</p>	<p>(<u>実施規定</u>)</p> <p><u>第31条</u> この条例の<u>実施のため</u>の_____手続きその他その<u>執行について</u>必要な事項は、町の規則で定める。</p> <p><u>別表第1</u> 【別記1 参照】</p> <p><u>別表第2</u> 【別記2 参照】</p> <p><u>別表第3</u> 【別記3 参照】</p> <p><u>別表第4</u> 【別記4 参照】</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の白川町職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の白川町職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項に置いて「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同上第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3



【別記1】

改正前

○ 内国旅行における日当及び食卓料

区分	日当（1日につき）	食卓料（1夜につき）
町長等	2,600円	2,600円
7級以下3級以上の職務にある者	2,200円	2,200円
2級以下の職務にある者	1,700円	1,700円

【別記2】

改正前

○ 移転料

区分	鉄道50	鉄道50	鉄道10	鉄道30	鉄道50	鉄道1,	鉄道1,	鉄道2,
	キロメ	キロメ	0キロメ	0キロメ	0キロメ	000キ	500キ	000キ
	トル未満	トル以上	100キ	上300	上500	上1,0	ル以上	ル以上
		100キ	上300	上500	上1,0	ル以上	ル以上	ル以上
		ロメート	キロメ	キロメ	00キロ	1,50	2,00	
		ル未満	トル未満	トル未満	メートル	0キロメ	0キロメ	
					未満	メートル未	メートル未	
						満	満	
町長等	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
7級以下	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
4級以上								
の職務に								
ある者								
3級以下	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円
の職務に								
ある者								

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

【別記3】

改正前

○ 外国旅行における日当及び食卓料

区分	日当（1日につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
町長等	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	6,700円
7級以下3級以上の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	5,800円
2級の職務にある者	5,700円	4,800円	4,000円	3,500円	5,200円
1級の職務にある者	5,300円	4,400円	3,600円	3,200円	4,800円

備考

1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律の規定の例による。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

【別記4】

改正前

○ 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	出張			
	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上 3月未満	旅行期間3月以上	
町長等	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円
7級以下4級以上の 職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	490,000円
3級の職務にある者	61,990円	75,270円	88,550円	460,000円
2級の職務にある者	57,950円	70,360円	82,780円	430,000円
1級の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円	400,000円

【別記5】

改正後

費用弁償	
1 議会の招集又は委員会の招集に応じた場合、議員派遣による派遣の場合	白川町職員の旅費に関する条例（昭和32年白川町条例第22号）第12条第2項の規定による。
2 県外出張	白川町職員の旅費に関する条例の規定により町の規則で定める <u>一般職の職員</u> の例による。

改正前

費用弁償	
1 議会の招集又は委員会の招集に応じた場合、議員派遣による派遣の場合	白川町職員の旅費に関する条例（昭和32年白川町条例第22号）第16条 <u>          </u> の規定による。
2 県外出張	白川町職員の旅費に関する条例の規定により町の規則で定める <u>町長等の職にある者</u> の例による。

【別記6】

改正前

<u>日当（1日につき）</u>	<u>汽車賃</u>	<u>車賃</u>	<u>宿泊料（1夜につき）</u>
<u>800円</u>	<u>実費（普通車両）</u>	<u>実費</u>	<u>7,800円</u>